



2024年5月1日

ご利用者様各位

オリックス自動車株式会社

オリックスカーシェア貸渡約款・サービスルールの改定について

拝啓 平素よりオリックスカーシェアをご利用いただき、誠にありがとうございます。

オリックスカーシェアでは、貸渡約款およびサービスルールの一部を下記の通り改定することになりましたので、ご案内いたします。

今後も、一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

2024年6月1日（土）

- ・2024年6月1日以降の予約開始分より改定後の貸渡約款および付随するサービスルールを適用させていただきます。

2. 主な改定内容

(1) 貸渡約款

- ① 個人会員様を対象に、月間の利用上限額を設定できる規定を追加（第4条・第12条）
※詳細は以下(2)の①②をご確認ください。
※2024年6月1日以降にご入会の申し込みをされた会員様が対象となります。
- ② 以下の違約金の算出方法変更に伴う規定の変更（第13条の3、第40条）
 - ・給油等カード不正使用
 - ・カーシェアリング車両返還場所変更
- ③ 弊社（委託先を含む）のオペレーター等に対するカスタマーハラスメントに類する行為を禁止する規定を追加（第25条）

(2) サービスルール

- ① 個人会員様^{※1}を対象に、入会月から3か月間にご利用額に上限（月間50,000円^{※2}）を設けさせていただきます。

※1 貸渡約款第44条に定める「提携事業者専用プラン」の会員様は除きます。

※2 ICカード発行手数料および各種利用料金（税込み額）、ペナルティー料金、駐車違反違約金、ノンオペレーションチャージ等の合計額

- ② 上記ルール新設に伴い、上限額を超過した（または超過する恐れがある）個人会員様の予約受付を停止させていただきます。また、予約成立後に上限額を超過した場合のほか、超過する恐れがある場合、成立済みの予約の取り消し措置を行う場合がございます。

3. 改定版貸渡約款およびサービスルール

- ① [貸渡約款（2024年6月改定版）](#)
② [貸渡約款新旧対比表](#)
③ [サービスルール（2024年6月改定版）](#)

以 上

<お問い合わせ先>
オリックスカーシェア問合せ受付センター
TEL: 03-5958-3012